

東京外国語大学において授与資格を得させることができる教員の免許状の種類等に関する規程

〔 昭和 53 年 4 月 1 日 〕  
〔 制 定 〕

改正 昭和 55 年 4 月 30 日 昭和 57 年 4 月 21 日  
昭和 59 年 4 月 5 日 昭和 62 年 4 月 15 日  
昭和 63 年 1 月 20 日 平成 2 年 4 月 1 日  
平成 3 年 3 月 6 日 平成 3 年 5 月 8 日  
平成 5 年 4 月 1 日 平成 6 年 4 月 1 日  
平成 8 年 4 月 19 日 平成 11 年 4 月 1 日  
平成 16 年 12 月 28 日規則第 246 号 平成 18 年 6 月 20 日規則第 37 号  
平成 21 年 3 月 31 日規則第 58 号 平成 24 年 4 月 24 日規則第 98 号  
平成 25 年 2 月 26 日規則第 5 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 11 号  
平成 29 年 3 月 12 日言語文化学部規則第 4 号 平成 31 年 3 月 19 日規則第 38 号  
令和 5 年 2 月 28 日規則第 23 号

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則第 27 条第 2 項及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則第 36 条第 2 項の規定に基づき、本学において授与の所要資格を得させることができる教員の免許状の種類及び免許教科について、定めることを目的とする。

（学部）

第 2 条 言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部において、当該所要資格を得させることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部     | 学科               | 免許状の種類            |                    |
|--------|------------------|-------------------|--------------------|
| 言語文化学部 | 言語               | 中学校教諭一種免許状（英語）    |                    |
|        |                  | 高等学校教諭一種免許状（英語）   |                    |
|        | 文化学科             | 文化                | 中学校教諭一種免許状（ドイツ語）   |
|        |                  |                   | 高等学校教諭一種免許状（ドイツ語）  |
|        |                  | 学科                | 中学校教諭一種免許状（フランス語）  |
|        |                  |                   | 高等学校教諭一種免許状（フランス語） |
|        |                  |                   | 中学校教諭一種免許状（スペイン語）  |
|        |                  |                   | 高等学校教諭一種免許状（スペイン語） |
|        |                  |                   | 中学校教諭一種免許状（中国語）    |
|        |                  |                   | 高等学校教諭一種免許状（中国語）   |
|        | 中学校教諭一種免許状（朝鮮語）  |                   |                    |
|        | 高等学校教諭一種免許状（朝鮮語） |                   |                    |
| 国際社会   | 国際社会             | 中学校教諭一種免許状（社会）    |                    |
|        |                  | 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） |                    |

|        |        |                                   |
|--------|--------|-----------------------------------|
| 学部     | 学科     |                                   |
| 国際日本学部 | 国際日本学科 | 中学校教諭一種免許状（国語）<br>高等学校教諭一種免許状（国語） |

（大学院）

第3条 大学院において、当該所要資格を得させることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

| 研究科          | 専攻コース                                  | 免許状の種類                              |
|--------------|--|-------------------------------------|
| 総合国際学<br>研究科 | 世界言語社会専攻<br>言語文化コース                    | 中学校教諭専修免許状（英語）<br>高等学校教諭専修免許状（英語）   |
|              | 世界言語社会専攻<br>国際社会コース                    | 中学校教諭専修免許状（社会）<br>高等学校教諭専修免許状（地理歴史） |
|              | 国際日本専攻<br>国際日本コース<br>日本語教育<br>リカレントコース | 中学校教諭専修免許状（国語）<br>高等学校教諭専修免許状（国語）   |

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月30日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和57年4月21日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和59年4月5日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年4月15日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和63年1月20日から施行し、昭和62年5月21日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 平成2年4月1日前に外国語学部にて在学し、卒業するまでに改正前の規程に規定する教育職員免許状の所要資格を得た者は、当該旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

3 平成2年4月1日前に大学院修士課程にて在学し、平成5年3月31日までに修士の学位を得た者で改正前の規程に規定する教育職員免許状の所要資格を得た者は、当該旧免許

状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

附 則

この規程は、平成 3 年 3 月 6 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 3 年 5 月 8 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規程第 2 条の規定によるインドネシア・マレーシア語学科及びインドシナ語学科が課程認定を受けている免許状については、改正後の規程第 2 条の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正前の規程第 3 条の規定による外国語学研究科及び地域研究研究科が課程認定を受けている免許状については、改正後の規程第 3 条の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規程第 2 条の規定によるアラビア語学科及びペルシア語学科が課程認定を受けている免許状については、改正後の規程第 2 条の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 19 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の規程第 2 条の規定により各学科が課程認定を受けている免許状の種類及び免許教科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 6 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の規程第 3 条の規定による地域文化研究科が課程認定を受けている免許状については、改正後の規程第 3 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規程第 3 条については、改正後の規程第 3 条にかかわらず、地域文化研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 24 日から施行し、改正後の東京外国語大学において授

与資格を得させることができる教員の免許状の種類等に関する規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

- 2 外国語学部 に在学する学生は、なお従前の例による。
- 3 外国語学部 に在学する科目等履修生は、改正前の国立大学法人東京外国語大学において授与資格を得させることができる教員の免許状の種類等に関する規程第2条の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程第3条の規定による総合国際学研究所が課程認定を受けている免許状については、改正後の規程第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程第2条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程第2条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。